

月下旬に「後期高齢者福祉医療費受給者証」をお届けしました。ただし、2月に市から送った「後期高齢者福祉医療費交付申請書」を返送していない方には受給者証は送付していません。

「後期高齢者福祉医療費交付申請書」を市役所へ返送したのに、受給者証が4月になっても手元にない場合は、市民窓口グループへ連絡してください。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-11111(内線227・217)

子ども医療費

助成制度対象者の拡大

4月より、乳幼児医療費助成制度が「子ども医療費助成制度」に変わり、対象となる子どもの年齢が拡大します。

「子ども医療費助成制度」の対象となる方には、3月下旬に「子ども医療費受給者証」をお届けしました。

ただし、平成14年4月2日から平成16年4月1日生まれの方で3月に「子ども医療費受給者証」交付申請書兼受給者台帳一を市役所へ返送していない方には受給者証はお届けしていません。

4月に入っても受給者証が手元に届いていない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

なお、障害者医療費受給者証または、母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、そのまま使用してください。

※生活保護を受給している方は対象にはなりません。

子ども医療費助成制度の対象者

出生または転入日から小学校就学前までの子どもの保護者
このことに伴って、これまでの「子育て支援医療費助成制度」の対象者が変わります。

＜子育て支援医療費助成制度の対象者＞
小学校1年生から中学校卒業年の3月31日までの就学児

（助成割合）
通院医療費の自己負担額の3分の2

（入院の場合は子ども医療費助成制度の対象となり、自己負担額の全額が助成されます）
*高額療養費などの医療給付が行なわれた場合は、その額を控除した額が対象となります。

*入院中の食事代や保険診療外の費用は受給者の負担になります。
小・中学生の子ども医療費助成（入院医療費）や子育て支援医療費（通院医療費）の助成を受けるためには申請が必要です。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-11111(内線227・217)

70歳未満の方

限度額認定証の交付

1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、定められた限度額（所得に応じて異なります）を超えた分は、高額療養費として後日申請により支給されていますが、あらかじめ限度額認定証の交付を受けることにより医療機関の窓口での自己負担額が限度額まで（高額療養費分については、国民健康保険から直接医療機関へ支払います）となります。

入院する場合は、忘れずに限度額認定証の交付を申請するようにしてください。

申請しないと、これまでどおりいったん自己負担額を全額支払って、後日高額療養費の支給申請手続きをしていただくこととなります。

※滞納のない世帯に限度額認定証が交付されます。
国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-11111(内線219・261)

児童扶養手当を受給されている方へ

児童扶養手当は、父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童を監護している母などに手当を支給する制度ですが、原則、手当の支給開始月の初日から（平成15年4月1日以前から受給されている方は、平成15年4月1日から）起算して5年を経過すると、手当の2分の1を減額することになっていきます。

しかし、左記の①又は②により必要な書類を提出していただければ、減額されことなく支給を受けることができます。（5年経過の対象となる受給者の方には順次書類を郵送します）

※ただし、所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給を受けている母などが次のア～オのいずれかに該当する場合

- ア 就業している
- イ 求職活動などの自立を図るための活動をしている
- ウ 身体上または精神上的の障害がある

工 負傷または疾病などにより就業することが困難である

才 受給を受けている母などが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態などで、介護する必要があるため就業することが困難である

②①のア～オまでに該当しないが、担当窓口において相談し、その上で、求職活動などを行った場合

以上の手続きを行わなかった方は、支給停止月に到達した月から手当の2分の1が減額となります。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-10871

